

お客様登録カード

平成 年 月 日

貴社名		代表取締役	
年商	円	従業員数	名
主要お取引先		業種	
住所	〒		
TEL		FAX	
貴社担当者		経理担当者	
取引先銀行	銀行支店		
支払条件	締め日	日締め	振込支払日
	お支払い条件の最長は締め後 30 日とさせていただきます		
備考			

請負基本約定書

(以下、甲という)及びファルクサービス株式会社(以下、乙という)は下記の通り請負基本約定書を締結した。

- 第1条 甲は以下の約定により、搬入荷揚・仕分梱包・祭事式典会場雑工事・その他軽作業を乙に請け負わせることができ、乙はその注文に応じてこれを請負うものとする。
- 第2条 上記に基づく業務委託料に関わる基準となる支払いは現金又は銀行振込により行うものとする。尚、手形でのお取引はお受けできませんのでご了承下さい。また労務費に関して振込みがない場合、労働基準監督署の指導により、一次業社に請求させていただく場合がある。
- 第3条 甲の発注する個別的請負作業が、身体的危険を伴う場合、あるいは作業員の手配ができないなど正当な理由がある場合は、乙は発注を拒絶することができ、また受注後であっても、その請負内容が注文と著しく異なる場合は、作業を拒絶できるものとする。
- 第4条 請負作業は、乙の現場担当者が甲と打ち合わせの上乙の作業員に指揮命令するものとする。
- 第5条 1. 甲が乙に対して前条の通知をしたにも関わらず、搬出入の物品に破損障害が生じた際には、乙の責に帰すべき理由により生じたものについては、乙の負担とし、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては甲が負担する。その他については、甲乙双方誠意をもって協議の上解決にあたる。
2. 乙が物品搬出入等請負作業中に、工事関係者及びその他第三者物件に損害を及ぼした時は、乙がその損害を負担する。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの、及び不可避の事象により生じたものについてはこの限りではない。
- 第6条 甲は乙の承諾を得ずして、乙の作業員をみだりに雇用及びその勧誘をしないものとする。
- 第7条 甲は乙の作業員に対して、その理由の如何を問わず、自動車もしくは作業機械を操作あるいは運転させてはならない。甲が、この約定に違反して乙の作業員が事故を発生させても、乙は乙の作業員に対する使用者責任を負担しないものとし、甲が一切その責任を負担するものとする。
- 第8条 甲は乙の作業員が安全に作業できるよう、事故の発生を防止するよう努めなければならない。
- 第9条 本契約の期間は本契約締結の日から2年とし、期間満了の3ヶ月前までに特別な意思表示のない限り、2年間の期間をもって更新するものとする。以後も同様とする。
- 第10条 本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙双方誠意を持って協議する。
- 第11条 本契約に関する紛争は、乙の本社所在地の地方裁判所を管轄裁判所とする。

甲

印

乙 奈良県奈良市法華寺町241-1 グランデイス朱雀1F
ファルクサービス株式会社
代表取締役 小林 道仁